

# 令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 0 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願5		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・条文にある市民を市民の定義から、『市外の人及び外国人』と置き換えて読んでみて下さい。それでも、本条例は問題が無いとする理由をお聞きます。</p> <p>○質問2・・・質問1に続いて、条文にある市民を市民の定義から、『反社会的勢力及びカルト集団』と置き換えて読んでみて下さい。それでも、本条例は問題が無いとする理由をお聞きます。</p> <p>○質問3・・・自民党員であると思われる安城創生会の議員様に質問をさしあげます。請願第2号の内容は、この条例が持つ問題の最も重要な部分であり、この条例に異議を唱え続けている政府自民党が最も懸念しているところであると考えます。それは自民党の小冊子『チョット待て!! “自治基本条例”～作るべきか、もう一度考えよう～』に記されています。</p> <p>政府自民党が危惧するのは、日本国憲法による日本の統治体系を根本から覆す『補完性の原則』及び『複数信託論』といった特定のイデオロギーを唱える人々や、特定の思惑を持った一部の市民団体や政治活動家などによって市政が動かされる危険性があることです。この小冊子と本条例の整合性、つまり、小冊子が指摘する危惧全てに対して本条例には問題が無いとする理由をお聞きます。特に、自民党公認議員である鈴木浩議員、及び自民党ポスターに名前と顔写真まで載せて自民党系議員であることをアピールした議員さんたちには、より具体的に一般住民に分かりやすくご説明願います。</p>		

**請願事項**

上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。